

2009年9月

# 米州開発銀行 (Inter-American Development Bank)

米州開発銀行  
2012年9月28日満期6.31%南アフリカ・ランド建債券

## 販売説明書

－ 売出人 －  
楽天証券株式会社

---

本販売説明書(以下「本書」といいます。)は、売出人により日本国の投資家の便宜のために作成されたものであって、上記債券の販売に関するすべての情報を記載したのではなく、当該投資家の投資判断に必要と思われる情報の一部を翻訳または記載したものです。本書の内容の正確性および完全性について米州開発銀行の確認を得たものではありません。

本書は、ユーロ市場における米州開発銀行の債券の発行、募集に関するグローバル・デット・プログラムに関する英文の2001年1月8日付発行目論見書(Prospectus、その後の修正および補足を含み、本書中において、「発行目論見書」といいます。)中の債券の説明の抜粋の日本語訳に、本債券(以下に定義します。)に適用される条件補足書(Pricing Supplement)(発行目論見書および条件補足書を合わせて「発行説明書」と総称します。)の内容を組み込んで作成されています。

～本債券のリスク等について～

- 米州開発銀行 2012 年 9 月 28 日満期 6.31%南アフリカ・ランド建債券（以下「本債券」と総称します。）は南アフリカ・ランドをもって表示され、元利金は南アフリカ・ランドで支払われますので、外国為替相場の変動により円で換算した場合の支払額がその影響を受けます。南アフリカ・ランドは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替相場の変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨の場合と比べ、より大きく変動します。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがあります。なお、南アフリカ共和国に関して、その外貨建長期債務につき、2009 年 8 月 28 日現在、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズが BBB+（ネガティブ）の格付を、また 2009 年 8 月 27 日現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクが A3 の格付を付しています。
- 本債券を募集・売出し等により、または売出人との相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払い頂きます。
- 本債券の売買、利払い、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて売出人が決定した為替レートによるものとします。
- 本債券の利息および償還金の支払は発行者（米州開発銀行）の義務となっております。したがって、発行者の財務状況の悪化等により発行者が本債券の利息または償還金を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。
- 償還前の本債券の南アフリカ・ランド建価格は、金利の変動、発行者の経営・財務状況の変化および発行者に関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。
- 流動性や市場性が乏しいものについては、償還前の売却が困難であり、このことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- 将来において、税制が変更される可能性があります。
- 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券および本債券の投資に伴う価格変動、市場流動性その他のリスク（本債券の価値および償還額に影響を及ぼす政治、経済その他の要素を含みます。）に耐え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。
- 本債券のお申込みにあたっては本販売説明書および契約締結前交付書面をご覧のうえ、それらの内容を十分に読み、ご投資の最終決定は投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

売出人において販売いたしました本債券の価格情報及び格付の状況等につきましては、売出人にお問い合わせください。

売出人

商号等：楽天証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 195 号  
加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

商号等：新和証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 97 号  
加入協会：日本証券業協会

商号等：奈良証券株式会社  
金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第 25 号  
加入協会：日本証券業協会

## 目 次

	頁
売 出 要 項 .....	1
本 債 券 の 要 項 .....	2
課 税 上 の 取 扱 い .....	6
上 場 .....	8
そ の 他 .....	8
米州開発銀行の要約情報 .....	9

---

米州開発銀行は、米州開発銀行を設立する協定（以下「設立協定」という。）に基づいて1959年12月に設立された国際機関であり、その本部所在地は、アメリカ合衆国ワシントンD.C.です。米州開発銀行は、2009年3月13日付の英文の情報説明書（Information Statement）（以下「情報説明書」という。）を発行しており、同説明書には、米州開発銀行の業務、資本構成、運営、設立協定および法的地位等が記載されており、2008年12月31日付の監査済財務書類が含まれています。また、米州開発銀行は、「Inter-American Development Bank Ordinary Capital Management's Discussion and Analysis and Condensed Quarterly Financial Statements March 31, 2009 (Unaudited)」と題する文書（以下「2009年3月31日マネージメント・ディスカッション」という。）を開示しております。本書中の「米州開発銀行の要約情報」は、情報説明書および2009年3月31日マネージメント・ディスカッションからの抜粋の翻訳です。情報説明書および2009年3月31日マネージメント・ディスカッションはインターネット（URL：[http://www.iadb.org/fin/financial\\_info.cfm](http://www.iadb.org/fin/financial_info.cfm)）により入手可能です。投資家は、米州開発銀行の活動および財政に関する包括的理解のためにこの要約情報に依拠すべきではありません。本書に記載されている事項の正確な理解のためには、発行説明書、情報説明書および2009年3月31日マネージメント・ディスカッションをご参照下さい。

---

売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘が承認されていない法域において、または売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘が違法となる者に対しては、本書は、本債券の売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘を構成するものではありません。

---

本書において、「南アフリカ・ランド」および「南アランド」は、南アフリカ共和国の法定通貨である南アフリカ・ランドを意味します。

米州開発銀行  
2012年9月28日満期6.31%南アフリカ・ランド建債券

売 出 要 項

売 出 人

名 称	住 所
楽 天 証 券 株 式 会 社	東京都品川区東品川4-12-3 品川シーサイド楽天タワー
新 和 証 券 株 式 会 社	新潟市中央区上大川前通六番町1178番地の1
奈 良 証 券 株 式 会 社	奈良県大和郡山市南郡山町212番地の7

売 出 債 券 の 名 称	米州開発銀行 2012年9月28日満期6.31%南アフリカ・ランド建債券（本書中において「本債券」という。）		
記名・無記名の別	無 記 名 式	売 出 券 面 総 額	1,850万南アランド (注1)
各 債 券 の 金 額	10,000南アランド	売 出 価 格	額面金額の100%
売 出 価 格 の 総 額	1,850万南アランド (注1)	利 率	年率6.31% (注2)
償 還 期 限	2012年9月28日 (ロンドン時間)	売 出 期 間	2009年9月2日から 2009年9月28日まで
受 渡 期 日	2009年9月29日	申 込 単 位	10,000南アランド単位 (注3)
申 込 取 扱 場 所	売出人の日本における本店および各支店 (注4)		

(注1) 本債券の発行額面総額は、1,850万南アランドです。ただし、発行額面総額、売出券面総額および売出価格の総額は、2009年9月18日までに増額される可能性があります。最終的な発行額面総額、売出券面総額および売出価格の総額については、2009年9月24日以降に売出人にお問い合わせください。

(注2) 本債券に関し、付利は2009年9月29日（その日を含む。）から開始される。

(注3) ただし、新和証券株式会社および奈良証券株式会社においては、申込単位は50,000南アランド以上10,000南アランド単位とします。

(注4) 本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされます。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申込む旨記載した申込書を提出しなければなりません。  
外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の債券の交付は行ないません。なお、券面については、後記「本債券の要項」中の「様式、券面種類、権原および通貨」の項を参照下さい。  
本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受けます。合衆国税務規則により許容された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはなりません。

(注5) 本売出しの対象である本債券は、米州開発銀行のグローバル・デット・プログラムに基づきユーロ市場で募集され、2009年9月28日（ロンドン時間）（以下「発行日」という。）に発行されます。  
グローバル・デット・プログラムについては、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクからAaa、またスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズからAAAの格付を取得しています。

# 本債券の要項

## (要約訳文)

本債券は、米州開発銀行（以下「発行者」または「米州開発銀行」という。）とシティバンク、エヌ・エイ（以下「包括代理人」という。かかる用語には、包括代理契約（以下に定義される。）に基づく承継包括代理人が含まれる。）との間の2001年1月8日付包括代理契約（その時々々の修正および補足を含み、以下「包括代理契約」という。）に従って発行される。包括代理契約には本債券および当該本債券に関する利札（もしあれば）の様式が含まれる。包括代理契約の写しは、包括代理人および支払代理人（下記「支払」に定義される。）の指定事務所において閲覧に供される。包括代理契約は、支払代理人等を含むその他の代理人の指名について規定している。本債券および（もしあれば）利札の所持人は、包括代理契約の適用あるすべての規定について通知を受けたものとみなされる。

### 様式、券面種類、権原および通貨

本債券は無記名式とし、額面金額は10,000南アランドとする。本債券は無利札の大券により表章され、利札付確定債券は一定の場合に発行される。後記「包括債券」を参照。本債券の額面金額を他の額面金額に変更することはできない。

本債券およびその付属利札の権利は交付により移転する。

本債券および利札の「所持人」とは、本債券または利札の持参人をいう。本債券または利札の所持人は、本債券または利札の支払期日が経過したか否かを問わず、当該本債券もしくは利札のまたはそのために支払を受けること、また、その他一切の目的のために、当該本債券または利札の絶対的所有者とみなされ、絶対的所有者として取り扱われることができる。当該所持人に対する本債券または利札に関する一切の支払は有効であり、かつ、そのように支払われた当該本債券または利札の金額については、発行者はその支払義務を有効に免責される。

### 地 位

本債券は、発行者の直接かつ無担保の債務を構成し、互いに優先することなく発行者の他の一切の無担保かつ非劣後債務と同順位である。

本債券はいかなる政府の債務でもない。

### 担保制限条項

本債券が未償還である限り（ただし、元利金すべてが包括代理人に支払われるまでの間に限る。）、発行者は、発行者がその借入金のために現在までに発行し、債務を引き受けもしくは保証しているまたは将来発行し、債務を引き受けもしくは保証する債券、ノートまたはその他の債務証券の担保として、発行者の財産または資産にいかなる抵当権、質権もしくはその他の担保権（ただし、発行者が買入代金債務の全部または一部を担保するために当該買入財産の上に設定する抵当権、質権またはその他の担保権を除く。）をも設定させず、かかる設定を許容しない。ただし、本債券に、かかるその他の債券、ノートまたは債務証券と同順位でかつその割合に応じて抵当権、質権またはその他の担保権が付される場合はこの限りでない。

### 利 息

各本債券は、2009年9月29日（その日を含む。以下「付利開始日」という。）からその額面金額に対して年率6.31%の利率で利息が付される。本債券の利息は、2010年3月28日を初回とし、2012年9月28日（その日を含む。）までの毎年3月28日および9月28日（かかる日を、それぞれ以下「利払日」という。）に、当該利払日（その日を含まない。）までの6か月間についての利息、すなわち、額面金額10,000南アランドの各本債券について、315.50南アランドを後払いする（初回利払日である2010年3月28日の場合を除く。）。初回利払日である2010年3月28日には、付利開始日（そ

の日を含む。) から 2010 年 3 月 28 日 (その日を含まない。) までの期間についての利息、すなわち、額面金額 10,000 南アランドの各本債券について、313.75 南アランドを後払いする。

本債券または利息に関する支払期日が営業日でない場合、かかる支払期日は、翌営業日となる。ただし、翌営業日が、翌暦月の日となる場合、かかる支払期日は、直前の営業日となる。本債券の所持人は、かかる支払期日の調整による利息その他の支払いを受ける権利を有さない。本段落において、「営業日」とは、ロンドン市、東京都、ニューヨーク市およびヨハネスブルグ市において商業銀行および外国為替市場が営業を行っている日 (土曜日または日曜日を除く。) をいう。

各本債券に対する利息はその償還期限以降付されない。ただし、本債券を適切に呈示をしたにもかかわらず、本債券に基づき支払われるべき金額の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合を除く。かかる場合には、利息は償還期限 (その日を含む。) から当該日 (その日を含まない。) までの期間につき上記の利率で継続して付される。本書において「当該日」とは、本債券または利札につきその支払期限が最初に到来する日、または (包括代理人が支払われるべき金額の全額を当該支払期日以前に受領していない場合には) かかる金額が上記の通り受領され、支払可能となった旨の通知が下記「通知」に従って本債券の所持人に対し適法に行われた日をいう。

利払日から翌利払日 (または付利開始日から初回利払日) までの期間に満たない期間についての利息は、1 年を各月 30 日の 12 か月からなる 360 日として計算される。

## 償還および買入

### (a) 満期償還

下記に従い本債券が期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は、その償還期限である 2012 年 9 月 28 日に本債券の額面金額にて南アフリカ・ランドで償還される。

### (b) 買入

発行者は、随時、いかなる価格でも、公開市場またはその他において (本債券に関連する期限未到来のすべての利札とともに) 本債券を買い入れまたはその他の方法で取得することができる。

### (c) 消却

償還された本債券はすべて、直ちに消却されるものとし、再販売または再発行されないものとする。買い入れまたは取得された本債券、およびかかる本債券に付属するかまたはかかる本債券とともに買い入れもしくは取得された期限未到来の利札はすべて、消却、再発行または再販売可能である。

## 支 払

本債券に関する元利金は、支払代理人の米国およびその属領外に所在する指定事務所で関連ある本債券または利札の呈示および引渡しと引換に、ヨハネスブルグ市に所在する銀行宛に振り出された南アフリカ・ランド小切手、または所持人の選択により、支払受領者がヨハネスブルグ市に所在する銀行に維持する南アフリカ・ランド口座に振込むことにより、支払われる。

本債券または利札に関する支払期日が (x) 関連営業日、(y) 当該呈示地において銀行が営業を行っている日、および (z) 銀行に維持されている南アフリカ・ランド口座に振込むことにより支払を行う場合には、ヨハネスブルグ市において南アフリカ・ランドで取引が行われうる日ではない場合、所持人はその翌日まで支払を受ける権利を有さず、またかかる支払の繰延により利息その他の金額の支払を受ける権利を有さない。

「関連営業日」とは、ロンドン市、ニューヨーク市、ヨハネスブルグ市および東京都において銀行および外国為替市場が営業している日 (土曜日または日曜日以外の日) をいう。

本債券の償還または払戻期日が利払日に当たらない場合、直前の利払日もしくは (場合により) 付利開始日から発生する利息は、関連ある本債券の呈示 (および必要な場合にはその引渡し) がなされた場合にのみ支払われる。

支払はすべて適用ある法律および規則に従う。

発行者が指名する当初の包括代理人およびその他の支払代理人（包括代理人と合わせて本書中において「支払代理人」という。）の指定事務所は以下のとおりである。

包括代理人

Citibank, N.A.  
Citigroup Centre  
Canada Square, Canary Wharf  
London E14 5LB

支払代理人

Kredietbank S.A.Luxembourgeoise  
43 Boulevard Royal  
L-2955 Luxembourg

発行者は、随時、支払代理人の指名に関する条件を変更し、その指名を終了させる権利、および追加またはその他の支払代理人を指名する権利を留保する。ただし、発行者は、包括代理人およびヨーロッパの一都市に指定事務所を有する支払代理人を常に維持するものとする。

かかる変更または指定事務所の変更に関する通知は、下記「通知」の規定に従って本債券の所持人に対し速やかに行われる。

本債券は元金の支払を受けるために、その期限未到来の付属利札（もしあれば）すべてとともに引き渡される。期限未到来の欠缺利札面金額（または、全額の支払がなされなかった場合、欠缺利札面金額のうち、支払われた元金額の支払われるべき元金額全額に対する割合に相当する金額）に等しい金額を支払われるべき元金から控除する。控除された金額は、元金の支払のための当該日から 10 年以内に期限未到来の当該欠缺利札の引渡しと引換に上記の方法で支払われる。元金の支払期日が利払日以外の日である場合、かかる元金から生じる利息は、当該本債券の呈示によってのみ支払われる。

本債券に関するすべての支払は南アフリカ・ランドで行われる。本債券の支払期日の到来時に、本債券の支払通貨が南アフリカ共和国政府によって公共および民間債務を支払うために使用されなくなった場合、発行者は、かかる支払時に南アフリカ共和国においてかかる債務を支払うための法定通貨である他の通貨により、かかる支払を行う権利を有する。更に、南アフリカ・ランドが、南アフリカ共和国政府によって公共および民間債務を支払うために、もしくは当該国の公共機関によってもしくは国際的銀行間取引において、使用されなくなった、または本債券に関する支払がなされるべきときに発行者の制御できない状況の結果として利用できないと考えられる場合に、発行者はかかる支払をかかる支払の 2 営業日前の日のニューヨーク連邦準備銀行が公表するニューヨーク市における正午の米ドルによる南アフリカ・ランドの電信為替買相場に基づいて、またはかかる相場が当該 2 営業日前の日に利用不能の場合は当該 2 営業日前の日の直前の利用可能な相場に基づいて、米ドルでなすことによりかかる支払に関する発行者の義務を履行することができる。かかる状況下でかかるその他の通貨または米ドルでなされた支払は、有効な支払となり、本債券に関して債務不履行となることはない。本段落の適用において、営業日とは、ニューヨーク連邦準備銀行がニューヨーク市において業務を行っている日をいう。

#### 未請求の支払

本債券の元金または利息につき、かかる元金または利息の支払期日が到来した後 1 年を経過する時点で未請求のまま残っている、発行者が支払い、かつ、包括代理人が保管する金員はすべて、発行者からその他の方法を指示される場合を除き、その利息（もしあれば）とともに包括代理人から発行者に払戻され、法により許容される範囲において、その後は関連ある本債券の所持人に対して発行者によってのみ支払われる。

## 債務不履行

発行者が発行し、債務を引き受けまたは保証した債券またはノート（本債券を含む。）またはその他類似の債務に関する元金または利息の支払または買入基金もしくは減債基金に関する何らかの約定の履行を発行者が怠った場合で、かつ、かかる債務不履行が 90 日間継続した場合、その後かかる債務不履行が継続している間はいつでも、本債券の所持人は、発行者に対し、アメリカ合衆国ワシントン D.C.に所在のあるその主要な事務所において、自らが保有するすべての本債券につき期限の利益喪失を宣言することを選択する旨の書面による通知（かかる通知には連続番号またはその他の識別番号および額面金額を記載する。）を交付すること、または交付させることができる。上記の如くかかる通知が発行者に交付された後 30 日目の日に、それ以前に存在していたかかる債務不履行すべてがその時までには治癒されていない限り、当該本債券は期限が到来し、本債券の額面金額に経過利息を付して南アフリカ・ランドで支払われるべきものとなる。

## 代り債券および利札

本債券または利札が紛失、盗失、滅失、汚損または破損した場合、ロンドン市に所在のある包括代理人の指定事務所において、請求者が交換に関連して発生する費用を支払い、また発行者が要求する証拠、担保および補償その他に関する条件に従うことを条件として、代り債券または利札と交換できる。汚損または破損した本債券または利札は、かかる代り債券または利札が発行される前に引き渡されなければならない。

## 追加発行

発行者は、随時、本債券および利札の所持人の同意がなくとも、未償還の本債券と単一の銘柄を形成する追加の債券を創設し、発行することができる。

## 修正

発行者および包括代理人は、本債券および利札の所持人の同意がなくとも、(i) 発行者および包括代理人の合理的な意見により、本債券の所持人または利札の所持人の利益を著しく侵害することのない、(ii) 形式上、些細なもしくは技術上の、または (iii) 明白な誤りを修正することを目的とした、本債券の要項または包括代理契約の規定の修正につき合意することができる。

## 包括代理人等

包括代理契約に基づいて行為する際、包括代理人、支払代理人、その他の代理人は発行者の代理人としてのみ行為し、いかなる本債券の所持人に対しても義務を負担せず、または代理関係もしくは信託関係を有しない。

## 通知

本債券に関する通知はすべて、ニューヨーク市で一般に頒布される主要な日刊英字新聞およびロンドン市で一般に頒布される主要な日刊英字新聞に一度以上掲載される。通常、かかる通知は、ニューヨーク市においてはウォール・ストリート・ジャーナル、ロンドン市においてはファイナンシャル・タイムズに掲載される予定である。通知は、二度以上または異なる日に掲載される場合、上記の新聞に最初に掲載された日になされたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って本債券の所持人に対してなされた通知の内容につき通知を受けているものとみなされる。

## 準拠法

本債券および利札は、ニューヨーク州法に準拠し、同法に従って解釈される。



## 包括債券

本債券は、当初、無利札の無記名式仮大券（以下「仮大券」という。）により表章される。その発行日に、ユーロクリア・システムのオペレーターであるユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・ルクセンブルク（以下「クリアストリーム」という。）の共通預託機関に預託される。仮大券上の権利は、交換日（以下に定義される。）以降にその全部または一部を、本債券を表章する無利札の無記名式恒久大券（以下「恒久大券」という。）上の権利と交換することができる。

仮大券および恒久大券は、本債券が包括様式をとっている限り本債券に適用される条項を含んでおり、かかる条項には上記本債券の要項を補完するものがある。下記は、かかる条項の要約である。

**交 換** 仮大券の権利は、関連決済機構が包括代理契約に記載された様式に従って実質的所有者が米国人でない旨の証明書が提出された場合、発行日後 40 日目の日（以下「交換日」という。）以降に恒久大券上の権利と（所持人の費用負担なしに）交換可能となる。恒久大券上の権利は、(i) 恒久大券が決済機構のために保有されており、かつ、当該決済機構が（法律その他の理由による休日の場合を除き）14 日間連続して業務を閉鎖し、または業務を永久に停止する意思がある旨を発表し、または実際に業務を永久に停止し、当該保有者が包括代理人に書面による通知を行う場合また (ii) 当該実質的所有者に代わりユーロクリアおよびクリアストリームから発行者と包括代理人に宛てた 60 日以上事前の書面による通知がなされた場合は、当該保有者の選択により、これを無記名式利札付きの確定債券に交換することができる。ただし、本債券の元金の支払期日を最終日とする 15 日間は、包括代理人は当該交換はせず、また本債券の所持人は当該交換を要求できない。かかる恒久大券の権利の全てが交換されたときに、発行者は、所持人の要求があれば、かかる恒久大券を消却の上、所持人に返還することを確約する。

**支 払** 交換前においては、仮大券に関する支払は関連決済機構による実質的所有者が米国人でない旨の証明書と引換えにおいてのみこれを行う。交換時以降は、仮大券に関する支払は行わない。ただし、恒久大券上の持分への交換が不当に留保されまたは拒絶された場合はこの限りでない。恒久大券が表章する本債券の元金および利息の支払は、恒久大券への記載のための呈示がなされたとき、および、本債券に関してそれ以降支払が行われない場合は、包括代理人もしくはその指図する者またはかかる目的のために本債券の所持人に対する通知に定めるその他の支払代理人もしくはその指図する者に対する恒久大券の提出がなされたときに、これを行う。各支払実施の記録は、恒久大券の然るべき付表上に記載することによりこれを行い、かかる記載は本債券に関して当該支払が行われたことについての一応の証拠となる。

**通 知** 本債券が恒久大券により表章され、かかる恒久大券が決済機構のために保有されている限り、本債券の所持人に対する通知は、その権利を有する口座保有者に対する連絡を行うためにかかる決済機構に対して通知書を交付することにより行われうる。

**買入れおよび消却** 発行者が買入れた後に消却することを選択した本債券の消却は、恒久大券の元金額を減額することによりこれを行う。

**債務不履行** 恒久大券の所持人は、上記「債務不履行」に記載する事情が存するときは、かかる恒久大券の全部または一部につき、期限の利益を喪失させる本債券の元金額を記載して発行者に通知することにより、期限の利益を喪失させることができる。

## 課税上の取扱い

### 一 般

本債券およびその利息は一般に租税に服する。

設立協定には、(a) 本債券を発行者が発行したことのみを理由として本債券に対して不利な差別を設ける課税、または (b) 本債券の発行、支払予定もしくは支払実施の場所もしくは通貨または発行者が

維持する事務所もしくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税については、本債券およびその利息は発行者の加盟国の租税に服さない。さらに発行者は、設立協定に基づき、本債券に関し源泉徴収を行うか、または租税を支払う義務はない。従って、本債券の支払は、かかる租税につき減額されることなく包括代理人に対して行われる。

欧州連合は、貯蓄収入の課税に関する指令（以下「貯蓄指令」という。）を採択した。貯蓄指令は、以下に定義される加盟国に対し、ある者が加盟国居住の個人に対し支払った利息その他類似の収入についての詳細を他の加盟国の課税当局に提供すること（ただし、オーストリア、ベルギーおよびルクセンブルグは、これに代り、移行期間において（かかる期間中に他の選択を行わない限り）、源泉徴収を行う。）を要求している。

米州開銀は、貯蓄指令に従って租税を源泉徴収または控除する義務のない欧州連合の加盟国（本書において「加盟国」という。）に支払代理人を維持することを承認し、約束する。

## 米国の租税

A) 米国内国歳入庁通牒第 230 号に係る通知: 内国歳入庁通牒 230 号の遵守を確かなものとするため、購入予定投資家に対し、次の通り通知する。

(イ) 発行説明書、その他本債券に関する条件補足書に含まれ、または言及されている米国連邦税の記述は、米国内国歳入法に基づき課される罰則を免れる目的で使用されることを意図しておらず、かかる使用のために記載されたものでもなく、また、かかる目的のために使用することはできず、(ロ) 当該記述は、条件決定補足書に記載の取引または事項の販売促進または市場開拓に関して使用するため記載されたものであり、また (ハ) 投資をしようとする者は、独立した税務顧問から個別の状況に応じた助言を求めるべきである。

B) 本書および発行説明書の「米国の租税」の記載は、一般的要約にすぎず、予期しうるすべての租税の問題を網羅的に記載したものではなく、また、特定の投資家に対する法律、営業または租税のアドバイスを意図するものではなく、またそのように解すべきではない。各投資家は、適用ある米国連邦、州および地方税法、米国外の租税ならびにありうる税法変更の効果を含む本債券の取得、所有および処分についての特定の税務上の影響について、自身の税務顧問に相談すべきである。

C) 本債券に関し、本債券の所持人が元本に振り分けられる支払部分は、キャピタルの返還とみなされ、また利息に振り分けられる部分は通常の収益として課税される。

D) 発行説明書の日付以降の法律の変更により、(i) 米国所持人のセクションの「—Payments of Interest」の第 2 パラグラフは、以下のとおり読み替える。「本債券に関し、米州開銀により支払われる利息は、米国外源泉所得を構成し、本債券の所持人の状況により「パッシブ」または「一般」所得となり、いずれも外国税額控除の計算のために他の種類の所得から分離して取り扱われる。」、(ii) 米国所持人のセクションの「—本債券の購入、売却および消却」の第 4 パラグラフは、以下のとおり読み替える。「2011 年 1 月 1 日前に開始する税務年度に認識される非法人米国所持人のキャピタルゲインは、一年超の保有期間を有している所持人の場合、原則として最高税率を 15% として課税される。

## 日本国の租税

日本国の居住者および内国法人が本債券の償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額を超える場合のその超過額は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。なお本債券の譲渡によって生ずる所得については、その譲渡人が法人である場合には益金となるが、個人である場合には原則として日本国の租税は課せられない。

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第 3 条の 3 に定義する支払の取扱者（原則として売出人を含む。）を通じて交付される場合には、現行法令上、原則として、20%（15%の国税と 5%の地方税）の源泉徴収税が課される（源泉徴収税額は、その利息につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。）。居住者においては、本

債券の利息の交付が支払の取扱者を通じて行われる場合には当該源泉徴収税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該法人は前記源泉徴収税を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合、雑所得として取扱われ、総合課税の対象になる。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本債券の償還額が取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

本債券の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとされる。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

以上は本債券に関する課税上の取扱の概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券の課税関係、適用される租税法、特に無記名式債券に関する租税法について各自の税務顧問に相談する必要がある。

## 上 場

本債券はいかなる証券取引所にも上場される予定はない。

## そ の 他

本売出しについては、日本国金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく本債券の売出しの届出の必要はない。

## 米州開発銀行の要約情報

米州開銀は環境的に持続可能な成長を促進することによるラテン・アメリカおよびカリブ海諸国の更なる経済的、社会的発展ならびに貧困の減少および社会的平等を促進することを目的としている。米州開銀は、1959年に米州開銀を設立する協定（以下「協定」という。）に基づき設立された国際機関で、加盟国により所有されている。米州開銀の加盟国には26の借入国および21の非借入国が含まれている。持分比率での5大加盟国は、米国、アルゼンチン、ブラジル、メキシコおよびベネズエラである。

米州開銀の本部は、ワシントン D.C.に所在し、各借入加盟国ならびにパリおよび東京に事務所を有する。

米州開銀の財源は通常資本、特別業務基金（FSO）、中期融資枠勘定（IFF）および IDB 交付金枠（GRF）からなる。本要約情報中の一切の情報は、米州開銀の通常資本に関するものである。

### 株主持分および借入

**株主持分：**米州開銀の株主持分には、応募済資本株式および準備金が含まれる。応募済資本株式は、43億米ドルの払込済資本と966億米ドルの請求払資本からなっている。請求払資本は、債務返済の支払に必要な時に利用可能であり、米州開銀の借入および保証に対する最終的な裏付けとなっている。請求払資本は、融資を行うために請求することはできない。2007年度までは米州開銀の通常資本は設立以来毎年純利益を生み出していた。2008年度において、米州開銀の通常資本は、22億米ドルの純損失<sup>1</sup>を蒙った。現在の金融市場危機による16億米ドルの未実現の投資損失は、年度末の米州開銀のクレジット・スプレッドが全般的に上昇したことにより、公正価値で計算された非トレーディング・デリバティブおよび借入における10億米ドルの未実現純利益により一部減殺されている。年度を通じて、純利益の大半は、総額151億米ドルとなる準備金において維持されている。情報説明書において、業務利益（損失）として定義されている公正価値で計測された非トレーディング・デリバティブおよび借入における未実現利益（損失）純額（従来は、SFAS133<sup>2</sup>の効果および通貨取引調整）前の損失は、2008年度は、972億米ドルであった。

年度末において、ローンに対する株主持分総額比率または TELR<sup>3</sup>は、35.3%であった。米州開銀の適正資本量指針は経済資本の充実度を計測しており、TELRの適切水準を38%と設定している。

**借入：**米州開銀は、その借入を、通貨、満期、形式および仕組みにおいて多様化し、資金供給における柔軟性と費用の効率化を提供している。スワップ前の借入残高494億米ドルは、20通貨建て、31億米ドルの短期借入が含まれている。

米州開銀はその純借入額<sup>4</sup>を、非借入加盟国の請求払資本に制限する方針をとっている（米国の当該資本の割合は60.1%であり、残高を日本、カナダおよび他の域外加盟国が保有している。）。純借入額は、325億米ドルであり、これは非借入加盟国の請求払資本483億米ドルの67.4%であった。

<sup>1</sup> 財務諸表および関係注記における見出しへの言及は、情報説明書中に表示される毎に大文字（英文の場合）で始まる見出しの名前により識別される。

<sup>2</sup> 米国財務会計基準書（SFAS）改訂133号「デリバティブおよびヘッジ活動の会計処理」を意味する。

<sup>3</sup> TELRは、ローン残高および保証の純額に対する株主持分（株主持分とは、払込済資本、準備金および貸倒引当金から現地通貨現金残高、加盟国からの受取債権純額、前払年金給付費用およびSFAS133採用の累積的影響額および通貨取引調整額を除いたものを意味する。）の比率である。

<sup>4</sup> 「純借入額」とは、借入金および保証総残高から適格流動資産（スワップ後）および借入および保証に関する米州開銀の債務の支払のためにのみ留保される特別準備金にかかる資産を除いたものである。

## 資産

**ローン・ポートフォリオ**：主たる収益資産は、512 億米ドルになるローン・ポートフォリオである。その内、95%が政府保証付である。ローンおよび保証の残高の総額は、その払込済資本に一般準備金および非借入加盟国の請求払資本を加えた額に制限されている。

米州開銀は、発展途上加盟国、当該加盟国の機関または下部行政組織およびそれらの地域において事業を行っている民間企業に対し、融資を行っている。国の政府、中央銀行、その他の政府系もしくは地方政府系法人以外の借主に対するローンについては、米州開銀は、当該政府の十分な信頼と信用を約束する保証を要求する一般的指針に従っている。緊急貸付を除く貸付および保証残高ならびに成長持続可能性のための流動性プログラム（流動性プログラム）に基づく貸付の10%まで政府保証なしに行うことができる（準政府系法人に対する貸付およびあらゆる部門における融資を含む。）

2008 年 12 月 31 日現在、緊急貸付および流動性プログラムに基づく貸付を含まない貸付および保証残高の 6.3%が非政府保証である（昨年度－3.5%）。非政府保証運用は、16 億米ドル伸びて 33 億米ドルの水準に達した。うち 24 億米ドルは貸付残高であり、9 億米ドルは保証であり、米州開銀におけるこれらの業務の増大する重要性を反映している。

多くの貸付残高は、コスト・パス・スルー・ベースで条件決定されている。これにより借入コストに貸出スプレッドおよびその他のチャージを加えたものが、借主に転嫁されている。米州開銀は、スワップ後の通貨で借入手取金を貸出し、投資する。

政府保証付貸付に関して、ある加盟国の借主による返済遅延は、当該加盟国の借主に対する新たな貸付許可を妨げ、当該借主に対する貸出実行の停止を招来し、かかる貸付を未収利息不計上貸付とされ、結果的に、借入金の期限の利益喪失を宣言される可能性がある。歴史的に、政府保証付のローン・ポートフォリオは実質的に完全に履行されている。米州開銀は、通常財源からの政府保証付貸付の期限を繰り延べせず、また貸倒れしたことはなく、貸倒れする予測もない。貸倒れおよび保証損失引当金は、主として非政府保証の民間部門への貸出および保証に関して起こりうる損失を補填する。かかる引当金は、総額 169 百万米ドル、即ち貸出および保証総残高の約 0.3%となっている。

**成長持続可能性のための流動性プログラム**：2008 年 11 月に総務会は、2009 年 12 月 31 日までに承認される米州開銀の緊急貸出カテゴリ内の総額 60 億米ドルの貸付のためのプログラムで、借入加盟国を救済すべく設計され、かつ金融機関を通じて経済に対するクレジットの流れを保護することにより地域の経済および社会的発展における現在の国際的金融危機の影響に向けられた流動性プログラムの創設を承認した。

**流動性投資**：米州開銀の流動性指針は、流動資産の保有が適切な財源が将来に必要なキャッシュ・フローの需要に見合うようにすることを確保するために十分に大きいことを要求している。その流動性指針に基づき、米州開銀は、年度の最小および最大の流動性水準（年度末の予測貸出残高のそれぞれ 20%および 40%と計算され、望ましい水準は 30%）を設定した。2008 年 12 月 31 日現在、流動性は、望ましい水準が 148 億米ドルであるのに対し、132 億米ドルであった。現金および投資の純額は、年度末時点で、合計 164 億米ドルで、負債総額（スワップ後）の 34.3%であった。投資は、流動性のある優良有価証券に投資されていた。2007 年 7 月に始まった金融市場危機は、2008 年に更に悪化した。流動性の欠如、より高い変動性およびクレジット・スプレッドの拡大により特徴付けられる危機の影響は、そのエクスポージャーを売却またはヘッジすることにより、そのクレジット・リスクを軽減しようとする米州開銀の能力に継続して影響を与えた。評価額は、格付機関の行為および現実の取引における価格等の市場要因による影響を継続して受けた。米州開銀は、その投資の評価に、外部評価サービス、独立ディーラー価格および観測可能な市場イーロード・カーブ等の市場情報を可能な限り最大限継続して利用する。

殆どの投資は高品質の証券で保有されている。投資損失の大半は、トレーディング投資ポートフォ

リオ（大半は依然 AAA 格付されている。）中の 42 億米ドルの資産担保および抵当権担保証券の部分に関連している。2008 年度中に、米州開銀のこれら証券の保有額は、753 百万米ドルの額面での返済により減じた。追加の情報に関しては、情報説明書の流動性管理の項（Liquidity Management Section）を参照のこと。

## リスク管理

米州開銀は、十分に検討された財務およびリスク管理指針の枠の範囲でその業務を行い、またそのリスク・エクスポージャーを避け、または、制限する方向での明確なリスク管理決定プロセスに従っている。米州開銀は、種々の通貨の債務とそれらと同じ通貨の資産を対応させ、またその株主資本の通貨構成をその貸出残高のそれと対応させることにより為替リスクを最小限に抑えている。米州開銀は、その貸出および流動性ポートフォリオにおける利率リスクをも限定している。米州開銀はまた、その借入および流動性ポートフォリオの金利リスクを、その貸出に借入コストを転嫁し、流動性ポートフォリオを変動利率証券に資金提供および投資することにより制限している。

流動性資産投資ポートフォリオおよびテリバティブ・ポートフォリオの商業的信用リスクは、エクスポージャーを高格付の発行体および相手方に限定することを要求する保守的なリスク指針を通じて管理されている。スワップの相手先の信用エクスポージャーは、ネットティングおよび担保のアレンジにより更に軽減されている。

市場部門を席卷する危機および悪影響に対して、米州開銀は、その投資ポートフォリオの資産の質を、特に資産担保および抵当権担保証券に焦点を当て、有価証券の基礎的な価値を分析し、評価することにより監視している。

## 抜粋財務データ

以下の情報は情報説明書に記載された詳細情報および財務諸表に基づくものであり、これと関連付けて理解されるべきものである。

(ドル表示部分の単位は百万米ドル)

	12月31日に終了の年度				
	2008年	2007年	2006年	2005年	2004年
<b>業務ハイライト</b>					
承認済ローン・保証 <sup>(1)</sup> .....	\$11,085	\$8,577	\$5,632	\$6,448	\$5,468
総貸出実行分 .....	7,149	6,725	6,088	4,899	3,768
純貸出実行分 <sup>(2)</sup> .....	2,409	1,460	(2,527)	(325)	(1,431)
<b>貸借対照表データ</b>					
スワップ後の現金および投資純額 <sup>(3)</sup> .....	\$16,371	\$16,301	\$16,051	\$13,717	\$13,046
ローン残高 .....	51,173	47,954	45,932	48,135	49,842
承認済みローン中の貸出未実行分 .....	19,820	16,428	16,080	17,000	16,093
総資産 .....	72,510	69,907	66,475	65,382	67,346
スワップ後の借入金 .....	47,779	45,036	43,550	43,988	45,144
<b>株主資本金</b>					
請求払資本 .....	96,599	96,613	96,613	96,613	96,611
(うち米国、日本、カナダおよび域外加盟国の応募分) .....	48,287	48,302	48,302	48,302	48,300
払込資本 .....	4,339	4,340	4,340	4,340	4,340
準備金 <sup>(4)</sup> .....	15,105	16,013	15,468	14,387	14,171
株主資本総額 .....	19,444	20,353	19,808	18,727	18,511
<b>損益計算書データ</b>					
ローンによる収益 .....	\$2,355	\$2,436	\$2,466	\$2,413	\$2,498
投資による収益 (損失) .....	(973)	487	619	403	288
スワップ後の借入経費 .....	1,764	2,135	2,070	1,733	1,572
貸倒引当金繰入 (戻入) .....	93	(13)	(48)	(14)	21
非金利支出純額 .....	497	518	436	385	331
業務利益 (損失) .....	(972)	283	627	712	862
公正価値で計測した非トレーディング・デリバティブおよび借入にかかる未実現利益 (損失) 純額 <sup>(5)</sup> .....	950	(149)	(384)	50	314
純利益 (損失) .....	(22)	134	243	762	1,176
<b>各種財務比率</b>					
請求払資本のうち米国、日本、カナダおよび域外加盟国による応募分に対する純借入額 <sup>(6)</sup> の割合 .....	67.4%	61.2%	57.9%	63.5%	67.3%
インタレスト・カバレッジ・レシオ <sup>(7)</sup> .....	0.45	1.13	1.30	1.41	1.55
対ローン <sup>(9)</sup> 株主持分 <sup>(8)</sup> 比率 (TELR) .....	35.3%	40.2%	40.8%	37.3%	36.1%
スワップ後の借入残高に対する現金および投資の割合 .....	34.3%	36.2%	36.9%	31.2%	28.9%
<b>スワップ後の収益およびコスト</b>					
収益比率計算対象項目:					
平均ローン残高 .....	4.85%	5.35%	5.22%	5.04%	5.02%
平均流動投資 .....	(5.27%)	2.93%	4.39%	3.29%	2.17%
平均収益資産 .....	2.14%	4.69%	5.02%	4.68%	4.42%
コスト比率計算対象項目:					
当年度借入残高 .....	3.84%	4.92%	4.78%	4.07%	3.40%
利用可能資金総額 .....	2.66%	3.36%	3.40%	2.92%	2.53%
<b>デュレーション (年)</b>					
投資およびローン .....	5.26	4.65	4.49	4.41	4.36
債務 .....	3.65	3.87	3.89	4.00	4.15

- (1) 2005年から2007年までは、従来、貿易金融促進プログラムに基づき承認されたクレジット・ラインを含んでいた。
- (2) 総貸出実行分（元本返済済を除く。）を含む。
- (3) 売買投資証券の債権・債務純額
- (4) 関連する累積の他の包括的収益を含む。
- (5) 従来、SFAS133の効果および通貨取引調整として知られている。2008年1月1日発効で、米州開銀は、その借入額の大半を、SFAS159で認められているように、収益で実現される公正価値の変更とともに、公正価値で記録することを選択した。
- (6) 適格流動資産（スワップ後）および特別留保資産を除く、借入（スワップ後）および保証総残高。
- (7) インタレスト・カバレッジ・レシオは業務利益（損失）を用いて計算される。
- (8) 払込済資本、準備金および貸倒および保証損失引当金から現地通貨現金残高、加盟国からの受取債権純額（ただし、加盟国の支払債務を控除していない。）、退職後給付資産（ただし、退職後給付債務を控除していない。）ならびに公正価値で計測した非トレーディング・デリバティブおよび借入の未実現利益（損失）純額（従前は、SFAS133採用の累積的影響額および通貨取引調整額）を控除したもの。
- (9) ローン残高および保証残高純額を含む。

## 開発業務

**一般：**米州開銀は、借入加盟国の政府および政府系法人、企業および開発機関に対し、それらの開発のニーズに適応した支援を行うため、融資および保証を提供している。融資および保証は、借入加盟国の地域でのプロジェクトを遂行している民間企業もしくは準政府系法人に対しても、融資および保証を政府保証なしで、またすべての部門において、米州開銀の貸出条件に合致する場合には、直接提供することがある。米州開銀は、また借入加盟国に対し、地域に対する全般的戦略に沿って、無償および起り得る回復援助のための融資を提供する。

**開発目的：**米州開銀の2つの主たる目標は、持続可能な成長および貧困の縮小ならびに社会的平等の促進である。これらの目標を達成するために、米州開銀は、その活動において4つの優先分野に焦点を置いている。

- ・開放的グローバル経済における発展のため国家の潜在力を増強させる指針およびプログラムに対する支援を通じての競争力の育成
- ・公共機関の効率化および透明性を強化することによる国家の現代化
- ・貧困層に対し、機会を拡大する社会プログラムに対する投資
- ・国々の製品およびサービスのより大きな市場を開発するために国家間の関係を創造することによる地域経済統合の促進

## 運営およびガバナンス

**米州開銀組織再編：**組織再編については、前記「米州開銀の組織再編」を参照のこと。

米州開銀の運営は、現在、総務会、理事会、総裁、筆頭副総裁、財務兼管理担当副総裁ならびにその他の役員および職員により行われる。

**総務会：**米州開銀の一切の権限は、各加盟国が任命する総務1人および総務代理1人から構成される総務会に付与されている。各加盟国の任命した総務または総務代理は、その加盟国が行使できる議決権を行使する。各加盟国は135票および、これに加えて、保有する米州開銀の資本株式の1株ごとに1票を有している。

**理事会：**理事会は、理事14人からなり、うち1人は、米国が任命し、1人はカナダの総務が選任し3人は域外加盟国の総務が選任し、残りの9人は借入加盟国の総務が選任する。理事は経済および金融に関する問題について有能であることを認められかつ広い経験を有する者である。理事はまた、米州開銀の多国間的性質に合致した価値ある多国間的な見方を米州開銀にもたらしてくれる。各理事は、



不在のときに自己に代わって行動する完全な権限を有する理事代理 1 人を任命する。理事は常勤であり、任期は一般に 3 年である。

総務会は協定により総務会に留保されている一定の権限を除き、理事会に対し、そのすべての権限を委譲している。各理事は、自己を任命した加盟国の票数（選挙により選任された場合は、自己の選出のために算入された票数）の票を投ずることができる。総務会および理事会に提出されたすべての事項は、協定上により高率の得票を規定されている一定の場合を除き、米州開銀の総投票権数の過半数による議決で決定する。

理事会は、監査委員会、予算・財務方針委員会、人的資源・理事会決議事項委員会、政策・評価委員会、プログラム委員会および倫理委員会を含むいくつかの常設委員会を設置している。

**主要役員：**総裁は、総務会により選任される。理事会の指揮の下に、総裁は米州開銀の通常の事務を行うものとし、職員の長である。総裁はまた、理事会の会合の議長となるが、投票権を有しない。ただし、可否同数の場合には、決定のための票を投じる。

筆頭副総裁は、理事会が任命し、最高執行責任者として 4 名の副総裁および上級職員を監督する。筆頭副総裁は、理事会および総裁の指揮の下、理事会が決定するところに従い、権限を行使し、および米州開銀の管理に関する任務を遂行する。また、筆頭副総裁は、総裁の不在または心身の故障の場合には、総裁の権限および任務を代行する。

## 米州開銀協定

米州開銀を設立する協定は、米州開銀を設立する国際条約であり、米州開銀の目的、任務、資本構成および組織について規定している。協定は、米州開銀が行う業務を概要および、これらの業務に関する制限を記載している。協定はまた、地位、免除および特権を設定し、米州開銀が利用可能な通貨の処分、加盟からの脱退、資格停止ならびに米州開銀の業務の停止および終了について規定している。

## 法的地位、免除および特権

以下は、加盟国の地域内での米州開銀の法的地位、免除および特権に関する協定の主要な規定の概要である。

米州開銀は法人格を有し、契約を締結し、不動産および動産を取得しおよび処分し、また訴えを提起する完全な能力を有する。米州開銀に対する訴えは、米州開銀が事務所を有している加盟国、米州開銀が訴訟に関する送達若しくは告知を受けるため代理人を任命している加盟国又は米州開銀が証券の発行若しくは保証を行っている加盟国の領域内の管轄裁判所にのみ提起することができる。加盟国又は加盟国を代理し若しくは加盟国から請求権を承継した者は、米州開銀に対し訴えを提起してはならない。

米州開銀の財産及び資産は、米州開銀に対する裁判の確定前は、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。米州開銀の財産及び資産は、行政上又は立法上の措置による搜索、徴発、没収、収用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。米州開銀の文書は、不可侵とする。総務、理事、総務代理、理事代理、役員および使用人は、公的資格で行った行為について、訴訟手続から免除される。ただし、米州開銀がこの免除を放棄する場合を除く。

米州開銀、その財産、その他の資産および収入ならびにこの協定に従って米州開銀が行う業務および取引は、すべての内国税および関税を免除される。米州開銀は、また、公租公課の納付、控除または徴収の義務を免除される。

協定に基づき、米州開銀が発行する債務証券およびその利子は、米州開銀が発行したことのみを理由として債務証券に対して不利な差別を設ける課税、または債務証券の発行、支払予定もしくは

支払実施の場所もしくは通貨又は米州開銀が維持する事務所もしくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税には服さない。

## 米州投資公社

米州開銀の活動は、米州投資公社（以下、「公社」という。）の活動により補完されている。公社は別個の総務会と理事会を含む別個の統治構造を有する別個の国際機関であり、その 43 の加盟国はまた米州開銀の加盟国でもある。公社の目的は、主として中・小規模の民間企業の設立、拡張および近代化を促進させることにより、開発途上にある域内加盟国の経済開発を支援することである。

公社の基金は米州開銀から完全に分離している。2008 年度中に、公社は株式投資および貸付を含む 64 の業務を承認している。これらの業務の総額は 301 百万米ドルに達した。情報説明書日付までに公社は 34 億米ドルの業務を承認している。2008 年 12 月 31 日現在、貸付残高の総額は 904 百万米ドルに達し、株式投資残高の総額は 30 百万米ドルであった。

現在、米州開銀は公社に対して 300 百万米ドルの貸付を承認している。この貸付に基づく実行額は米ドル建となり、LIBOR ベースの利率を生ずる。2008 年 12 月 31 日現在、100 百万米ドルが貸付中であり、200 百万米ドルが貸出可能となっている。

**上記情報の理解のため、米州開銀の 2009 年 3 月 13 日付の情報説明書に記載された詳細情報および財務諸表を参照のこと。**

以下の情報は、2009 年 3 月 31 日マネージメント・ディスカッションからの抜粋の翻訳である。

## 財務概要

2009 年度当初 3 か月間において、米州開銀は、2008 年度同期における合計 23 億米ドル、21 本の貸出に対して、合計 30 億米ドル、19 本の貸出（流動性プログラムに基づく合計 6 億米ドルの 2 本の貸出を含む。）を承認した。更に、米州開銀は、平均年限 2.7 年（2008 年度は 3.9 年）の額面総額 36 億米ドル（2008 年度は、38 億米ドル）相当で、両年度において 36 億米ドル相当の発行手取金を生じた債券を発行した。

貸付手数料は、通常資本貸付の貸出レート方法論に関する米州開銀の指針の適用ある条項に従って、米州開銀の貸出手数料の見直しの一環として、理事会により定期的に設定される。2009 年上半期のための標準貸付手数料、即ち、貸出スプレッド 0.30%、クレジット手数料 0.25%、監督、検査手数料ゼロが承認された。

2009 年第 1 四半期の業務利益は、74 百万米ドルで、昨年同期の業務損失 222 百万米ドルと比較して、収益が 296 百万米ドル増加した。この増加は、実質的に 315 百万米ドルの純利息収益によるもので、これは 19 百万米ドルのより高くなった純非利息費用で一部相殺されている。

2009 年度の第 1 四半期の公正価値で計測された非トレーディング・デリバティブに関する未実現利益純額は、2008 年度同期の 20 百万米ドルの未実現損失純額に対し、517 百万米ドルであった。

2009 年度第 1 四半期において、公正価値により計測された金利の変動から生じた米州開銀の借入に関する未実現利益純額は、737 百万米ドルであった。この利益は、2008 年終了時の水準と比べて、国際市場における長期スワップ金利の全般的上昇の結果として生じた 220 百万米ドルの非トレーディング・デリバティブに関する未実現損失純額により一部相殺された。2009 年 3 月 31 日終了の 3 か月間

で 517 百万米ドル（昨年同期は 27 百万米ドルのみ）の利益となったこの収益の変動性は、主として米州開銀の信用スプレッドの全般的増加（695 百万米ドル）から生じており、これは、貸付スワップの公正価値の変動（95 百万米ドル）により一部相殺されている。金融市場の混乱は、信用危機をもたらした。全ての信用スプレッド商品に悪影響を及ぼした。その結果、米州開銀の信用スプレッドは、2008 年末の水準と比べ、広がり続けている。これは、一部には、過去に米州開銀が典型的に取得していたスプレッドの水準より広いスプレッドの水準で発行する米州開銀と同様の格付の政府保証付の金融機関からの競争が増していることによる。

2009 年 3 月 31 日に終了した 3 か月間において、主として米ドルが円、ユーロ、スイスフランに対し上昇したことにより、米州開銀の純資産において、2008 年同期の通貨転換調整純額における 404 百万米ドルのプラスに対し、通貨転換調整純額において 230 百万米ドルのマイナスの影響があった。

BOX 1 は、米州開銀の通常資本の対照式抜粋財務データを表している。

#### BOX 1: 抜粋財務データ

(ドル表示部分の単位は百万米ドル)

	3 月 31 日に終了した 3 か月間		12 月 31 日に 終了した 1 年間
	2009 年	2008 年	2008 年
<b>貸出概要</b>			
承認済みローン	\$ 2,983	\$ 2,332	\$ 11,075
承認済みローン中の貸出未実行分	20,804	17,700	19,820
貸出総額	1,780	985	7,149
貸出純額	856	(524)	2,409
<b>損益計算書データ</b>			
業務利益(損失)	\$ 74	\$ (222)	\$ (972)
公正価格で計測の非トレーディング・デリバティブ および借入の未実現純利益(損失)	517	(20)	950
純利益(損失)	591	(242)	(22)
<b>スワップ後の収益およびコスト</b>			
平均ローン残高に対する収益率	4.00%	5.18%	4.85%
平均流動投資に対する収益率 <sup>(1)</sup>	0.15%	(4.88%)	(5.27%)
当期借入残高の平均コスト	2.54%	4.47%	3.84%
	3 月 31 日		12 月 31 日
	2009 年	2008 年	2008 年
<b>貸借対照表データ</b>			
現金および投資純額 <sup>(2)</sup> - スワップ後	\$ 17,461	\$ 17,043	\$ 16,371
ローン残高	51,563	48,302	51,173
借入残高 <sup>(3)</sup> - スワップ後	48,976	45,677	47,779
株主資本総額	19,806	20,607	19,444
<b>対ローン株主持分比率</b>	34.6%	39.9%	35.3%

<sup>(1)</sup> 幾何学的運動時間加重収益

<sup>(2)</sup> 投資有価証券購入/売却による債権/債務純額および受領済現金担保

<sup>(3)</sup> プレミアム/割引分考慮後の純額

上記情報の理解のため、米州開銀の 2009 年 3 月 31 日マネージメント・ディスカッションに記載された詳細情報および財務諸表を参照のこと。